

# PM2.5の注意喚起について

気象条件によっては、大阪でもPM2.5の濃度が高くなることもあり、11月から5月は、とくに注意が必要です。

大阪府は、以下の場合に、PM2.5が高濃度（1日平均値  $70\mu\text{g}/\text{m}^3$  超）になると予測されると判断し、速やかに防災情報メールでお知らせします。また、インターネットで詳細な情報発信を行います。

- ・早朝に注意喚起が必要になった場合
- ・黄砂情報が大阪管区気象台から発表された場合

## 注意喚起を行ったときには

- ❗ 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らしましょう。
- ❗ 屋内でも換気や窓の開閉に注意しましょう。
- ❗ 特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢の方は体調に応じて、屋外活動や不急の外出を控えるなど、より慎重に行動しましょう。

## 大阪府からのお願い

「防災情報メール」へ是非ご登録ください！

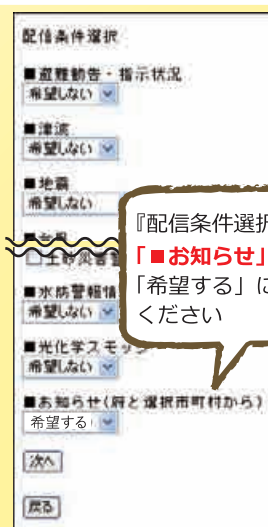
パソコンでも！携帯電話でも！

まずは、下のアドレスへ空メール（本文、件名に何も書かれていないメール）を送信してください。

**touroku@osaka-bousai.net**

（右のQRコードで読み取りできます）

登録が完了すれば、注意喚起を行った際に、その情報がパソコンや携帯電話に届きます。

配信条件選択

- 避難勧告・指示状況  
希望しない
- 津波  
希望しない
- 地震  
希望しない
- 土砂災害  
希望しない
- 水防警報情報  
希望しない
- 光化学スモッグ  
希望しない
- お知らせ（府と堺市町村から）  
希望する

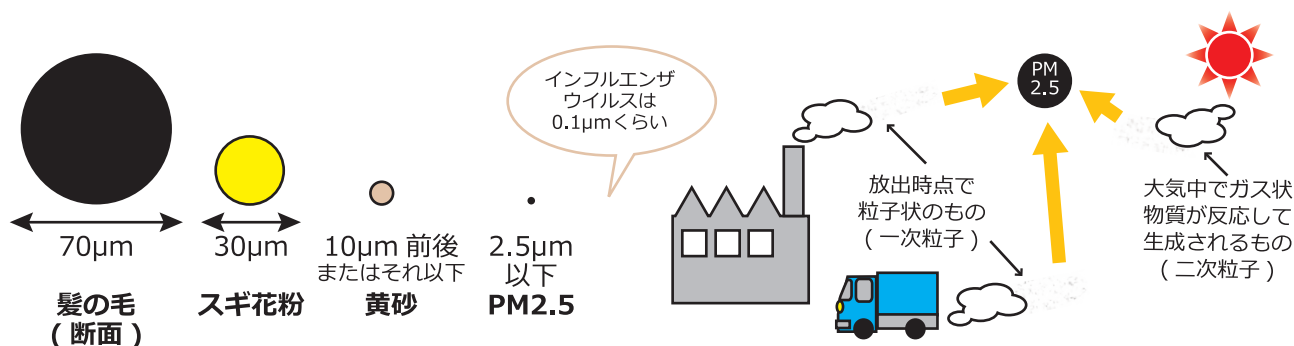
次へ 戻る

『配信条件選択』の画面で、「■お知らせ」の項目を「希望する」に変更してください

## 「PM2.5」って？

詳しい情報はインターネットで「大阪府 PM2.5」を検索！  
<http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/taiki/taikiosen.html>

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が  $2.5\mu\text{m}$  ( $0.0025\text{mm}$ ) 以下の微小な粒子のことです。放出時点で粒子状である粒子、大気中で生成される粒子があります。



# 大阪府内のPM2.5の常時監視データなど 詳細情報をご覧ください！

パソコンでも！スマートフォンでも！

大阪府 大気汚染

検索 🔍

<http://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/taikikanshi/>

## 大阪府 大気汚染常時監視のページ

大阪府内の大気汚染状況について、大気環境常時監視システムを用いて、リアルタイムに測定データを情報提供しています。



### ◆ 大阪府内の本日のPM2.5濃度状況及び注意喚起について

本日、平成〇年〇月〇日、PM2.5の濃度は国の指針による注意喚起の濃度レベル以下です。  
(お知らせ更新時刻: 〇時〇分)

地域	注意喚起の濃度レベルを超えた地域(※1)には○が付きま	1時間値の平均値の中央値(μg/m <sup>3</sup> )(※2)	市町村名
大阪市		13.7	大阪市
堺市		12.0	堺市
北摂		11.5	豊中市、池田市、吹田市、島本町、豊能町、能勢町
北・中河内		11.7	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東四條驛市、交野市
南河内		12.7	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉州		14.9	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

### 今朝の注意喚起情報は？

毎朝、トップページに府内6つの地域ごとに、早朝の濃度レベルが表示されます。

(※1)注意喚起の濃度レベルを超えた地域: 1時間値の平均値の中央値が35 μg/m<sup>3</sup>を超過した地域をいいます。  
(※2)1時間値の平均値の中央値: 各測定局(一般環境大気測定局)の朝5時、6時、7時の1時間値データを平均し、地域ごとに各測定局の平均値の中央値の濃度(例えば地域内に測定局が3つある場合には高いほうから2番目の局の値)を算出します。なお、測定局の停電などで1つも濃度データが得られなかった地域は欠測(\*\*\*\*)とし、注意喚起の判断は行いません。

### ◆ 大阪府内の本日のPM2.5データを一覧で見る方法

大阪府内では、現在、47地点でPM2.5をモニタリングしています。(リアルタイムで、1時間ごとの測定値を見られます)

本日のPM2.5データを一覧で見るには、このリンクをクリックしてください。

時間値で35 μg/m<sup>3</sup>を超過しても環境基準超過とはなりません。  
環境基準(短期基準)は、日平均値の年間98パーセンタイル値(例えば年間で365日、時間平均値のデータがある場合には高いほうから8番目)が35 μg/m<sup>3</sup>を超えた場合に超過となります。

各測定地点の所在地一覧と地図はこちらです。

### 常時監視測定局ってどこにあるの？

府内に設置された測定局の所在地がわかります。

### 現在の濃度は？

府内の測定局における現在の測定値(1時間値)をご覧ください。

※長期的に一定濃度以上吸引した場合の健康影響を考慮し、環境基準が以下のとおり設定されています。  
(1年平均値 15μg/m<sup>3</sup> 以下かつ 1日平均値 35μg/m<sup>3</sup> 以下)

## お問い合わせ

大阪府 環境農林水産部 環境管理室  
環境保全課 環境監視グループ

〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3-62

T E L : 06-6972-7632

E-mail:kankyohozen-01@gbox.pref.osaka.lg.jp